

平成30年度

南相馬市 放課後児童クラブ 入会のご案内



南相馬市教育委員会事務局 幼児教育課
0244-24-5242 (直通)

目 次

1	児童クラブとは？	P 2
2	対象児童となる児童	P 2
3	活動する時間は？	P 2
4	どんな活動をしているの？	P 2
5	利用料金は？	P 3
6	入会申し込みについて	P 3
	申込期間について	P 3
	提出書類について	P 3 ~ 4
	受付場所及び時間	P 4
	南相馬市児童クラブ一覧	P 5
	その他注意事項について	P 5

1 児童クラブとは？

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。

南相馬市内には、5ページに記載された児童クラブがあります。

2 対象となる児童

平成30年度に市内の小学校に通学する児童で、保護者の就労、疾病その他の理由により、同居の御家族その他の方も児童の面倒を見ることができない場合に限ります。

なお、要件を満たしていても、定員を超える応募があった場合は、保育に欠ける度合いの高い方を優先いたしますので、御了承ください。

母親が妊娠中又は産後間もない場合の入会もできますが、産前6週間、産後8週間以内の利用となります。

集団生活を経験させたいなどの理由では要件に該当しません。

祖父母等が児童を保育できる場合は、入会できません。

夏休み期間など、特定の期間のみの利用については、年度当初からの登録の対象となりません。**定員に余裕がある場合のみ受け付けをします。**

求職中の方は勤務先が決まってから申込みをしてください。

勤務が夜間のみで、放課後の時間に在宅されている場合は、入会の対象とはなりません。

3 活動する日時は？

月曜日～金曜日は、学校終了時～18時までです。

土曜日及び春・夏・冬休みの期間は、7時30分～18時までです

お休みの日は、日曜日及び祝日に加えて年末年始（12月29日から31日まで及び1月1日から3日まで）です。

また、保護者が、休暇や育休等で在宅している日は利用できません。



4 どんな活動をしているの？

放課後児童支援員による生活指導や遊具遊び・本の読み聞かせ・集団遊び、各種運動など児童健全育成のための活動を行っています。

遊びは、子どもの人格の発達を促す上で欠かすことのできないものであり、遊びのもつ教育効果は他では補うことができません。子どもたちは、遊びを通して考え、決断し、行動し、責任をもつという独自性・自主性・社会性等を身につけていきます。

5 利用料金は？

育成指導料は無料です。

ただし、傷害保険料保護者負担金として年額 800 円をいただきます。

6 入会申し込みについて

申請は年度ごとですので、平成 29 年度に引き続き利用希望の方も申請が必要です。

申込期間について

1 次受付期間（4 月 1 日入会を希望される方）

受付期間	平成 30 年 1 月 19 日（金）～ 2 月 8 日（木）
審査結果	平成 30 年 3 月上旬までに発送します。

随時受付期間（上記期間後も申請できますが、欠員のある児童クラブのみ利用可能となります。）

受付期間	入会開始希望の 1 ヶ月前から 2 週間前まで
審査結果	申請日から 2 週間程度で発送します。

提出書類について

申請書に必要な事項を記入し、関係書類を添え、入所児童 1 名につき 1 部を御提出ください。兄弟（姉妹）で申請する場合は、児童 1 名分は原本、他の児童はその写しで構いません。

なお、学年等は、平成 30 年度の内容を記載願います。

下記の ～ までの書類を全て揃えて提出してください。

児童クラブ入会申込書兼児童台帳（裏面あり）

障害者手帳、療育手帳を所持する児童は、当該手帳の写しを添付してください。

健康状況調査票

児童クラブの利用が必要なことを証明する書類

（両親、同居又は同一敷地内の祖父母それぞれに必要です。）

就労証明書等の証明書類は 3 か月以内に取得したものを提出してください。

両親、同居又は同一敷地内の祖父母の方は下記の証明書類が必要です。

申請用紙は、幼児教育課、各児童クラブに置いてあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

児童クラブ利用を必要とする理由	証明書類
就労 (会社勤めの方)	就労証明書(被雇用者用) 就労予定の場合は、就職後、就労証明書の提出が必要。
就労 (自営業・農業等の方)	就労状況申告書
疾病	就労外要件申立書及び診断書など疾病を証明する書類 家庭保育が困難であるとの医師の所見が記載されているもの。
障がい	就労外要件申立書及び障害者手帳の写しなど
出産	就労外要件申立書及び母子手帳の写し(表紙と出産予定日の記載があるページ) 利用可能期間は、産前6週産後8週
介護・看護	就労外要件申立書及び看護・介護が必要であることを証明する書類 障害者手帳の写し、介護保険証の写し、医師診断書の写し等
就学 (職業訓練所を含む。)	就労外要件申立書及び在学証明書と授業のスケジュールが分かる書類
その他	就労外要件申立書 利用を必要とする理由を詳細に記載してください。内容によっては、入所基準を満たさないと判断することがあります。

受付場所及び時間

各児童クラブ 午後1時～午後6時(土・日曜日、祝日を除く。)

・申込みの際に、入会が必要な事由など聞き取りをさせていただきますので、保護者の方が、直接書類を提出してください。

郵送による申請はできません。

< 南相馬市児童クラブ一覧 >

(H 2 9 . 1 2 . 1 現在)

クラブ名	実施場所	電話番号
小高合同児童クラブ	小高区関場一丁目 7 7 - 1 (小高小学校内)	4 4 - 4 1 1 8
鹿島児童クラブ 1・2	鹿島区鹿島字広町 1 3 (鹿島児童クラブ)	4 6 - 4 4 7 7
八沢児童クラブ	鹿島区南屋形字北原 8 の 1 (八沢児童クラブ)	2 6 - 4 1 2 2
上真野児童クラブ	鹿島区浮田字一丁目 8 1 (上真野小学校内)	2 6 - 4 5 6 7
東町児童クラブ 1・2	原町区東町二丁目 8 2 (東町児童センター)	2 2 - 3 2 0 2
原町第一児童クラブ	原町区東町二丁目 6 6 (原町第一小学校内)	2 2 - 5 3 0 0
橋本町児童クラブ	原町区橋本町一丁目 8 3 の 4 (橋本町児童センター)	2 4 - 0 4 3 6
上町児童クラブ 1・2	原町区上町二丁目 3 3 (上町児童センター)	2 4 - 0 2 5 3
大甕児童クラブ	原町区大甕字鶴蒔 8 (大甕小学校内)	2 3 - 1 7 0 6
太田児童クラブ	原町区益田字塩釜 2 3 6 (太田小学校内)	2 3 - 4 1 1 4
石神第一児童クラブ	原町区北長野字北原田 2 8 8 (石神第一小学校内)	2 2 - 2 8 7 0
石神第二児童クラブ	原町区大木戸字西原 1 (石神第二小学校内)	2 2 - 2 7 6 1

石神第二児童クラブの対象地域は次のとおりです。

- ・馬場、押釜、高倉、長野字洞地区
- ・石神地区の県道相馬浪江線の西地区
- ・大木戸地区の県道相馬浪江線の西地区

これ以外の区域に居住する児童は、社会福祉協議会運営の「仲町児童センター」を御利用ください。

社会福祉協議会が運営している下記の施設の申込み等については下記へ直接お問い合わせください。

高平児童館 2 4 - 3 5 5 7
 仲町児童センター 2 2 - 1 8 0 3



その他注意事項について

- ・先着順ではありません。必要性の高い児童から入所を決定します。申し込み多数のときは、入所できない場合がありますので御了承ください。
- ・申請後に家庭の状況、住所、勤務先等申請内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出てください。入会後についても同様です。
- ・虚偽の記載をした場合は、保育をお断りする場合があります。
- ・原則として、1 か月にわたり利用がない場合は、退会していただきます。